

平成 28 年第 4 回

札幌市教育委員会会議録

※ 非公開に係る議案を除く

平成28年第4回教育委員会会議

1 日 時 平成28年2月10日（水） 13時30分～15時20分

2 場 所 S T V北2条ビル4階 教育委員会会議室

3 出席者

教 育 長	長 岡	豊 彦
委 員	山 中	善 夫
委 員	臼 井	博
委 員	池 田	光 司
委 員	池 田	官 司
委 員	阿 部	夕 子
教育次長	大 友	裕 之
生涯学習部長	長谷川	雅 英
教育政策担当課長	加 藤	聖 治
教育政策担当係長	堀 川	信 乃
教育政策担当係長	野 切	卓
教育政策担当係員	大 脇	章 広
学校教育部長	引 地	秀 美
教育推進課長	仙 波	晴 彦
学びの支援係員	佐 藤	弘 一
教育課程担当課長	長谷川	正 人
義務教育担当係長	佐 藤	圭 一
義務教育担当係長	伊 達	峰 史
児童生徒担当部長	松 田	昌 樹
教職員担当部長	檜 田	英 樹
教職員課長	吉 田	祐 之
服務担当係長	内 山	和 哉
教職員係員	太 田	純
教職員人事担当課長	山 本	真 司
人事係員	清 野	俊 彦
総務課長	竹 村	真 一
庶務係長	井 上	達 雄
書 記	岡 部	歌 織

4 傍聴者 0名

5 議 題

報告第1号 さっぽろっ子「健やかな身体」の育成プラン平成28年度版について

議案第1号 平成28年度教育委員会事務点検・評価実施要領について

議案第2号 札幌市立特別支援学校学則の一部を改正する規則案

議案第3号 学校管理職及び指導主事の人事について

議案第4号 教職員に対する懲戒処分について

【開 会】

○長岡教育長 これより、平成28年第4回教育委員会会議を開会します。

本日の会議録の署名は、臼井博委員と池田官司委員にお願いします。

本日は阿部委員から、所用により会議を遅参される旨のご連絡がありました。

本日の議案第3号及び第4号は、人事に関する事項です。教育委員会会議規則第14条第1項第2号の規定により、公開しないこととしたいと存じますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○長岡教育長 それでは、議案第3号及び第4号は公開しないことといたします。

【議 事】

◎報告第1号 さっぽろっ子「健やかな身体」の育成プラン平成28年度版について

○長岡教育長 報告第1号について、事務局から説明をお願いします。

○学校教育部長 報告第1号「さっぽろっ子『健やかな身体』の育成プラン平成28年度版について」ご説明します。

お手元のA3判の資料をご覧ください。1枚目が平成28年度版、2枚目は平成27年度版です。

今回大きく改訂した部分がありますので、その点を中心にご説明させていただき、ご意見を伺いたいと考えています。

札幌市の子どもたちは全体として、持久力・敏捷性・運動習慣の確立等に課題が見られています。

このような現状を踏まえ、今回、プランには、学校、教育委員会、市民ぐるみの大きく3つの取組を明確に位置付けました。

まず、学校の取組については、平成28年度版には、新たに「健やかな身体」育成プログラムの作成と実行を位置付けました。次年度以降、学ぶ力の育成と同様に、各学校において、自校の子どもの状況に応じた具体的な取組の計画づくりと実行を進めるよう働きかけていきたいと考えています。

各学校のプログラムでは、運動の質の向上、運動の日常化、家庭・地域との連携の3つを充実するよう促していきたいと考えています。

続いて、教育委員会の取組ですが、全体を5つの分野で構成しています。

1つ目は、体力・運動能力の向上です。

縄跳び運動の推奨、体育授業の充実、新体力テスト等の有効活用などを進めてまいりたいと考えています。

なお、新体力テスト等の有効活用の中に、前回、ご意見をいただきました子どもが自分の伸びを実感できる子どもの自己評価の充実を入れています。また、学校（園）全体の取組の啓発の中に、放課後という文言を入れ、放課後の時間を有効に活用した体力づくりにも取り組んでいきたいと考えています。

2つ目は、部活動の活性化です。

これは、在り方検討委員会の報告書を踏まえた特別外部指導者活用事業、学校間連携方式部活動など、新たな取組を推進し、活動の充実を図ってまいりたいと考えています。

3つ目は、食育の推進です。

生活習慣づくりと連動した望ましい食習慣の啓発が、重点になると考えています。

4つ目は、性に関する指導の充実でして、現在、改訂版を作成中の「性に関する指導の手引」を活用した指導の充実を図ってまいりたいと考えています。

5つ目は、基本的な生活習慣の確立で、ここは新たに設定した項目です。

健康づくり、体力づくりには、望ましい生活習慣の定着が不可欠であり、家庭の協力が大切であると認識しています。家庭の啓発に積極的に取り組んでまいりたいと考えています。

最後に、市民ぐるみの取組については、子どもの「健やかな身体」の育成を図る機運を醸成するため、関係機関との連携も進めていきたいと考えています。また、市民向けの広報活動も積極的に推進してまいりたいと考えています。

以上、さっぽろっ子「健やかな身体」の育成プラン、平成28年度版の概要についてご説明しました。

なお、このプランについては、本日、ご承認いただきましたら、年度内に各学校に通知するとともに、研修会等でもご周知を図ってまいりたいと考えています。

また、各学校が作成する「健やかな身体」育成プログラムについては、来年度、説明会を開催するなど、丁寧に導入を進めてまいりたいと考えています。

私からの説明は、以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○長岡教育長 ただいまの説明に対して、ご質問はございますか。

○池田（官）委員 平成28年度の概要版の「健やかな身体」育成プログラムの作成、実行の下の3つの柱、取組のポイントで、日常化と家庭・地域との連携は分かりやすいと思うのですが、運動の質の向上については、例えばどのようなことがポイントとして想定されているのでしょうか。

○学校教育部長 例えば体育授業の中身のことを意図しています。体育の授業の中に、実際に体を動かす時間が足りない授業等もあり、十分に汗をかく時間を保障する、例えば跳び箱運動ですと、能力に応じてできるようになってくる段階的な授業を推進していくということで、子どもが意欲を持ってその伸びを実感できるような、授業の構築を目指している部分がこの運動の質の向上ということです。

○山中委員 関係してですが、量は十分だという前提なのですか。

○学校教育部長 いいえ、量も授業によっては少ない部分がありますので、質の向上ということに伴いまして、もちろん運動量も保障する。ただ、その運動

量の保障の部分については、授業だけではなく、ほかの日常生活、学校の生活の中でということも考えていて、運動の日常化というところで量を確保していきたいと思います。

○池田（光）委員 この5つの取組の中の食育の推進と基本的生活習慣の確立というところは一本化できるものなのか、あえてこのように分けた方がよいのか。まず、基本的生活習慣があつて、その中にも、食育や、食習慣の充実、定着ということもあるようにも思えるので、ここをあえて分けたのはどういう意味があるのでしょうか。去年は食育があつたので、それプラス基本的習慣を入れたのかどうかです。

それから、もう1つの議論としては、本当は、基本的生活習慣の確立が最初に来て、次に体力、運動能力の向上という考え方を検討したことはあつたのでしょうか。それもお聞きしたいと思います。

○学校教育部長 基本的生活習慣の確立というのは、体力だけではなく学力についても大前提になる部分だと私たちも捉えています。

食育の推進に関しては、主に学校教育における給食時間や特別活動に行う食指導を意図してここに掲載しました。

基本的生活習慣の確立というのは、学校だけではなかなかできません。家庭への働きかけ、家庭との連携が体力、健康づくりにおいては非常に重要でありますので、新たに、望ましい生活習慣の定着というものをあえて記載しました。

全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果から、札幌の子どもたちは、テレビを見たり、パソコンやゲームをしたりする時間が長いということもあり、その解決に向けては家庭の協力も不可欠だと考えています。ここには具体的に書いておりませんが、望ましい生活習慣の定着の1つの課題として、そのようなことも要素として入っていますので、家庭との連携ということを強調するために意図して盛り込みました。

○池田（官）委員 教育委員会の取組として、学校全体の取組の啓発の中に放課後を入れていただいて、大変よろしいことだと思います。学校で取り組む運動の日常化や家庭、地域との連携とも関連してくることだと思いますので、放課後の校庭の利用など、いろいろ問題があることとは思いますが、ぜひ推進していただければよろしいのではないかと思います。

○長岡教育長 資料2枚目の別紙2が去年の育成プランですね。学校に、28年

度版が行ったときに、昨年と今年の違うところを、学校が的確に把握して、生かす活動といますか、学校ごとにそういう取組をしっかりとしていただけのものなのかどうか、そのところの担保といますか、どのような状況でしょうか。

○**学校教育部長** このさっぽろっ子「健やかな身体」の育成プランを学校に発信するときに、1枚、文章を添えて、今回の、育成プランの変更点や取組の重点等を示すことが1つあります。

また、教育方針説明会や学校管理説明会などでも、各校長先生、管理職の皆さんに、プランの変更点、重点等をお伝えしていきたいと考えています。

○**長岡教育長** 札幌の子どもの体力というのは、全国レベルでも非常に劣っている状況にあるようですので、学校にしっかりと取り組んでいただけるように、各学校に対してしっかり発信していただければと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

ほかによろしいでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○**長岡教育長** それでは、報告第1号については、今後、この内容で進めていただきたいと思います。と存じます。

◎議案第1号 平成28年度教育委員会事務点検・評価実施要領について

○長岡教育長 議案第1号について、事務局から説明をお願いします。

○生涯学習部長 議案第1号「平成28年度教育委員会事務点検・評価実施要領について」ご説明します。

まず、事務点検・評価について簡単にご説明します。

別添資料の1、概要をご覧ください。

事務点検・評価は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条の規定に基づき実施するもので、本市においては、教育振興基本計画の進行管理に活用しているところです。

内容としては、教育振興基本計画における全ての基本施策について、成果指標を踏まえ前年度の総括をすることとあわせて、個別項目として選定した施策について、前年度の事業・取組の結果・成果を検証し、課題や目指すべき方向性を明らかにすることとしています。

なお、平成28年度については、教育振興基本計画に掲げた全21項目の成果指標の動向を基にした総括の部分を、今年度よりも充実した内容にしたいと考えています。

2番目の報告書の構成をご覧ください。

各項目については、今年度と同様ですが、(2)のところで、「ア 総括」、「イ 個別項目」の順とすることにしたいと考えています。

3番目の個別項目に係る施策の選定をご覧ください。

(1)の選定方法は今年度と同様ですが、原則として教育振興基本計画の同じ基本施策に位置付けられる施策を選定することとしています。

なお、中期的には枠内の記載にあるとおり、平成27年度から31年度までの5年間で、教育振興基本計画の教育アクションプラン前期に掲げた全施策を最低1回は選定することを基本としています。しかしながら、施策の進行状況や社会情勢、教育行政等の動きを勘案し、弾力的な選定をしてまいりたいと考えています。

個別項目については、1枚めくっていただき、別紙1をご覧ください。

平成28年度の項目としては、全部で8施策を選定したいと考えています。

資料の別紙1の両面にわたって記載しているとおり、この8施策を3つのテーマにまとめていますので、テーマごとに選定の背景をご説明します。

1つ目のテーマは、「共に生きる喜びを実感できる学習活動の推進」とし、施策は、1-2-1「命を大切にする指導の充実」、1-2-2「豊かな人間性や社会性を育む学びの充実」、1-2-3「未来へつなげる思いを育む学びの充実」の3つです。

これらの施策に関連する事業・取組としては、「道徳教育の充実」「民族・人権教育の推進」「平和に関する学習の推進」などがあります。

また、これらの施策を選定した背景ですが、昨今、子どもが自ら命を絶つという痛ましい事案の発生などにより、いじめや自殺への対応は喫緊の課題となっており、本市でも、道徳教育を中心として、命を大切にす指導の充実などを図ってきたところです。

加えて、今後、小学校では平成30年度、中学校では平成31年度に「道徳の時間」が「特別の教科、道徳」として位置付けられることとなっており、道徳教育の更なる充実を図っていく必要があります。

こうした中で、子どもの自己肯定感や他者を思いやる心などを育む指導が一層重要になりますことから、平成28年度は、これらの施策を選定したいと考えたところであります。

2つ目のテーマは、「学びのセーフティネットの充実」とし、施策は、2-5-1「子どもが安心して学べる支援体制の充実」、2-5-2「学びに困難を抱える子どもへの対応の充実」、2-5-3「教育機会均等のための経済支援」の3つとなります。

これらの施策に関連する事業・取組としては、スクールカウンセラーの活用、教育支援センター機能の充実、就学援助などがあります。

これらの施策を選定した背景ですが、平成25年9月に、いじめ防止対策推進法が施行され、全国的に、いじめの問題への取組や自殺予防の取組が積極的に進められているところであり、本市では、子どもが安心して学べる環境をつくるため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置のほか、教育支援センターの設置などを進めてきたところです。

また、保護者の経済状況によって、子どもの教育機会が不平等とならないように、就学援助や奨学金などによって、子どもの教育機会均等を図っているところでもあります。

今後も、子どもが安心して学べるような支援は重要であり、より効果的・効率的な支援を実施する必要があることから、28年度にこれらの施策を選定したいと考えたところであります。

3つ目のテーマは、「市民の学習活動を支える生涯学習の推進」とし、施策は、1-5-1「総合的・体系的な学習機会の提供と自発的な学習活動の促進」、2-3-1「市民の自発的な学習活動を支える生涯学習関連施設の充実」の2つです。

この2つの施策は、教育振興基本計画において、異なる基本施策に分類されていますが、関連が深いことから併せて選定することが効果的と考え、このような整理をしたところです。

これらの施策に関連する事業・取組としては、さっぽろ市民カレッジの充実、各生涯学習関連施設の管理・運営、生涯学習関連施設を活用した体験学習の充実などがあります。

これらの施策を選定した背景ですが、生涯学習のニーズの高まりを受け、本市では、札幌市生涯学習推進構想を策定し、時代の変化に対応した生涯学習施策を推進してきたところであり、札幌市生涯学習センターでさっぽろ市民カレッジを実施するほか、そこで学んだ市民が学校等の身近な場でその知識や技能を生かせるように、人材登録制度を運用しています。さらに現在、第3次札幌市生涯学習推進構想の平成28年度中の策定に向け準備をしている状況です。

また、青少年科学館や青少年山の家など、市内に設置している生涯学習施設では、子どもの豊かな人間性や社会性を育むため、自然や科学などの体験学習に取り組める環境を整えており、1つ目のテーマにある施策1-2-2「豊かな人間性や社会性を育む学びの充実」とも関連するところです。

こういった中で、関連施策と同時に対象とすることで、より効果的・効率的な事務点検・評価が期待できることから、平成28年度に、これらの施策を選定しました。

以上が個別項目についてです。

一度、資料の2ページにお戻りいただきたいと思います。

4番目の協議と5番目の授業視察・児童生徒等との意見交換、そして、6番目の学識経験者の知見の活用については、今年度と同じ考え方で実施したいと考えています。

6番目の学識経験者の知見の活用における意見を徴する学識経験者については、別紙2をご覧くださいと思います。

平成28年度については、今年度に引き続き、北海道教育大学の並川教授、札幌国際大学の佐久間教授のお二方からご意見をいただきたいと考えています。

並川教授については、平成21年4月から平成25年3月まで北海道教育大学附属札幌小学校の校長をお務めになるなど、学校教育に精通されております。

また、佐久間教授については、様々な機関において、社会教育に関する知見を生かした活動実績があります。

平成27年度の点検・評価においても、このお二方からは新たな視点からのご助言や取組を後押ししていただけるようなご意見など、重要な指摘をいただいております。お二方とも適任と考えています。

再び、別添資料の2ページにお戻りいただきたいと思います。

7番目の報告書の決定・議会提出・公表及び8番目のスケジュールについて、簡単にご説明します。

報告書の議決や、公表等については、時期も含め今年度とほぼ同様と想定し

ています。

本日、この実施要領案についてご決定いただけましたら、事務局で調書の作成作業を進めて、委員の皆さまには5月中旬から協議をしていただきたいと思いますと考えています。

また、5月下旬から6月上旬にかけては、授業視察や児童生徒等との意見交換を実施したいと考えているところです。

最後になりますが、この要領に盛り込みました事務点検・評価の考え方については、報告書の中で、これまで以上にしっかりとお示ししたいと考えておりますことを申し添えて、私からの説明を終えたいと思います。

ご協議のほど、よろしく願いいたします。

○長岡教育長 ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問はございますか。

○池田（光）委員 2ページ8番目のスケジュールですが、平成28年3月に事務局で調書を作成というのは、あえて「事務局」と入れたのでしょうか。

○生涯学習部長 私どものところで作成するということです。

○池田（光）委員 分かりました。調書作成というのは、着手するという意味ですか。それとも、ある程度完成度を高めるものなのでしょうか。

○堀川教育政策担当係長 着手とお考えいただきたいと思います。

○池田（光）委員 分かりました。

○阿部委員 別添5で「先進的・効果的に実施している学校を対象に」とありますが、これは、どのようにして先進的・効果的に実施している学校ということ判断されるのか、もう少し詳しく教えていただきたいと思います。

○野切教育政策担当係長 例えば、今回のテーマですと、道徳に関わる授業等について、研究開発校として取り組んでいる学校などが考えられると思います。

○阿部委員 全体的というよりも、一部のポイントでということですか。

○野切教育政策担当係長 テーマに合った学校ということですか。

○阿部委員 分かりました。

○池田（光）委員 佐久間教授について質問ですが、専門職員というのは、どのような立場で活動されているという意味なのでしょうか。

○生涯学習部長 確認の上、後日、個別にご報告いたします。

○山中委員 専門職員のほかに専門調査員というものもあるので、同じようなことなのか、内容として専門というのは何の専門なのかということ併せてご確認いただくとよろしいかと思えます。

それから、並川教授は、高校の教諭をやられていたということですが、佐久間教授についても、小学校または中学校の何の先生かなど、その辺りが分かること、意見をいただく上で、こういうところを見てくださるのかという推測ができるという意味では、プラスかと思えます。

○長岡教育長 ほかによろしいでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○長岡教育長 それでは、経歴、略歴について、後日、補足をお願いするということで、議案自体については、提案どおりで決定することとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○長岡教育長 それでは、議案第1号については、提案どおり決定します。

◎議案第 2 号 札幌市立特別支援学校学則の一部を改正する規則案

○長岡教育長 議案第 2 号について、事務局から説明をお願いします。

○学校教育部長 議案第 2 号「札幌市立特別支援学校学則の一部を改正する規則案」について、ご説明します。

本案は、札幌市立特別支援学校学則の一部を改正する規則案です。

資料 1 の豊成及び北翔養護学校の小中学部併設化についての上段の 1、課題をご覧ください。

平成27年 8 月28日（金）に開催された平成27年第21回教育委員会会議においてお諮りしましたが、現在、小学部は豊成養護学校、中学部・高等部は北翔養護学校と市内 1 校ずつであるため、その通学区域が市全域となることから、居住地によっては、通学に片道 1 時間以上要するケースもあり、遠距離通学による負担軽減が課題となっていることから、豊成養護学校に中学部、北翔養護学校に小学部を設置したいと考え、北海道教育委員会に対して当該学部設置に係る認可申請を行っておりました。

この度、当該申請に対して北海道教育委員会より平成27年12月15日（火）付で認可されましたことから、最終ページにあります新旧対照表のとおり、学則別表 1 における豊成養護学校に中学部及び北翔養護学校に小学部を設置したいと考えています。

なお、小中学部併設化後の児童生徒数の見込みについては、資料 1 の 1 ページの下段、5 番目の児童生徒数見込の表にあるとおり、豊成小学部で22人、中学部で 4 人の計26人、北翔小学部で 8 人、中学部で 8 人の計16人となる見込みです。

本議案についての説明は以上です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○長岡教育長 ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問はございますか。

○池田（光）委員 表になっているものの中身を変更するということでしょうか。それとも、文章書きの表現が変更になるということなのでしょうか。

○教育推進課長 表を変更する形になります。

○山中委員 質問かつ意見です。

通学区域案のところに特例があり、これは距離だけを問題にしているのですが、そのほかに、「その他、特段の事情がある場合」などを付け加えなくてよ

いのでしょうか。特段の事情のようなものが出てくる場合があるかどうか、私は実際に業務に関わっていないので思い浮かばないのですが、その点はどうお考えなのかお聞きします。

意見としては、そういう特段の事情がある場合というのを入れておいた方がよいのではないかとということです。

○**教育推進課長** こちらの特例以外に、一般の小・中学校においても特例があります。例えば、いじめ問題や、家庭環境など、そういう場合については、通学区域にかかわらず、別の学校に通学できるという規定があります。

豊成、北翔については、同じ規定の特例も適用できますので、いろいろな事情に対応できるようになっています。

今回の通学区域案で特例というのは、豊成、北翔に限って、こういう事情も新たに出てくるだろうということで特例を置きましたが、一般的な事情についても見ています。

今回も、指定変更という制度を使って、それぞれ4名ないし5名程度、本当は北翔なのだけけれども、今までの豊成に通いたい、その逆という事例がありましたので、そのような事情を斟酌して、生徒数を割り振りしています。

○**山中委員** この通学区域案で、「下表のとおりとする」となって、特例となっているその表現以外に、今度は、この学則以外の別の一般的規定で認められる場合があるということですか。

○**教育推進課長** そうです。

○**山中委員** それならよいのですが、これだけだと距離の問題だけのように受けとめられます。

○**教育推進課長** 通学区域が普通の小・中学校に比べるとかなり大きいものですから、距離だけの問題ではなく、通いやすさなども発生します。ただ、通いやすさ等というのは一般の小・中学校の規定にはありません。ですので、改めて、ここだけは設定したということです。

○**山中委員** 漏れがないのでしたら、よろしいです。

○**池田（光）委員** 関連して、1ページの課題の丸の3つ目です。

今回のことで、通学距離的なことでの解決はできたという印象は受けたので

すが、通学負担の軽減を目的とした小・中・高一貫校の設定について毎年要望されているというところです。ここは、今回の変更で少しでも具現化したのか、あるいは全くそうではないのか、小・中・高一貫校の意味合いも教えていただけますか。

○**教育推進課長** 本来の要望は、豊成にも北翔にも小・中・高に行きたいという要望書があります。今回、小・中については実現しましたが、高については、豊成養護学校が、高校生対象の学校としては一つ一つの部屋の広さが小さ過ぎるということで、高等学校については実現していませんが、小・中は実現しました。

○**池田（光）委員** 北翔養護学校は、一貫校という設定ではなく、たまたま一緒になったという話ですか。

○**教育推進課長** そうなのですが、実質、北翔に関しては、小・中・高の一貫校になったということです。

○**池田（光）委員** 実質、そうだということですね。

○**教育推進課長** はい。

○**池田（光）委員** 豊成はそこまで至らない、需要がないなど、何か理由があったのでしょうか。

○**教育推進課長** 需要をどう見るとよいかですが、現状では、北翔の高等部は、在籍者は7名となっています。7名が3名であっても、やはり小・中・高一緒の方が望ましいのは望ましいのだと思います。

○**池田（光）委員** 次は、豊成も継続検討の余地があるという意味合いで捉えてよいのですか。

○**教育推進課長** はい。もう1つ、実は、学校を分けただけでは合計の人数は変わらないはずなのですが、増えています。北翔に小学部ができたということで、実は近隣の道立の拓北養護学校から転校してきて、少し増えています。

○**臼井委員** どうして増えたのですか。

○教育推進課長 本来は豊成へ行きたかったのですが、距離的に遠過ぎるので、拓北に通っていたという児童生徒です。

○池田（光）委員 豊成を高等学校まで設ける意味合いがあるのでしょうか。それとも北翔でまかなえるのでしょうか。

○教育推進課長 今のところ、高校生になると、比較的長い距離の移動にも耐えられる体力が付いているので、そういう面では、緊急性は、小・中に比べると少し低いと思います。

○池田（光）委員 全国的な比較ではどうですか。小・中・高というのは、具現化されているのですか。

○教育推進課長 そもそも、そこまで重度の子だけを集める学校というのは、日本全国でもここしかありません。

○池田（光）委員 分かりました。

○長岡教育長 ほかによろしいでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○長岡教育長 それでは、議案第2号については、提案どおり決定するという
ことによろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○長岡教育長 それでは、提案どおり決定いたします。

議案第3号からは、公開しないことといたしますので、傍聴の方がいらっし
やいましたら、退席をお願いいたします。

〔傍聴者は退席〕

以下 非公開